

令和4年6月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 4 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	(1)
第 5 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	(2)
第 6 号	熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……	(10)
第 7 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について……………	(11)
第 8 号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について……	(16)
第 9 号	熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について……………	(17)
第 10 号	熊本県産あさりを守り育てる条例の制定について……………	(18)
第 11 号	人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例 の制定について……………	(25)
第 12 号	熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例の制定につい て……………	(33)
第 13 号	熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について……………	(34)
第 14 号	専決処分の報告及び承認について……………	(35)
第 15 号	専決処分の報告及び承認について……………	(38)
第 16 号	専決処分の報告及び承認について……………	(39)
第 17 号	専決処分の報告及び承認について……………	(40)

報 告 目 録

報告第11号	専決処分の報告について……………	(41)
報告第12号	専決処分の報告について……………	(42)
報告第13号	専決処分の報告について……………	(43)
報告第14号	専決処分の報告について……………	(44)
報告第15号	専決処分の報告について……………	(45)
報告第16号	歯科保健対策の推進に関する施策の報告について……………	(46)
報告第17号	地産地消の推進に関する施策の報告について……………	(48)
報告第18号	家庭教育支援の推進に関する施策の報告について……………	(55)
報告第19号	専決処分の報告について……………	(61)

第 4 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第67号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

軌道法（大正10年法律第76号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第119号中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条第1項」に、「第16条の2第1項若しくは第2項」を「第16条第1項」に改め、同項第120号中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同項第121号中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同項第121号の3中「又は第4項」を削り、同項第121号の4から第121号の9までを削り、同項第211号中「第85条第5項の」を「第85条第6項の」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第5項）」を「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）」に改め、同項第211号の2中「第85条第6項の」を「第85条第7項の」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）」を「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第7項）」に改め、同項第216号の6中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第216号の7中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同項第415号中「第91条の規定に基づく」を「第91条又は第91条の2第2項の規定により」に、「者で、」を「者が」に改め、同項第623号の14の6の次に次の1号を加える。

(623)の14の7 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

マンションの容積率の特例許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第624号の4中「、別表第26及び別表第26の4」を「及び別表第26から別表第26の4まで」に改め、同項中第624号の8を第624号の10とし、第624号の7を第624号の9とし、第624号の6を第624号の8とし、同項第624号の5中「別表第26の4」を「別表第26の3」に改め、同号を同項第624号の6とし、同号の次に次の1号を加える。

(624)の7 長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 別表第26の4に掲げる区分に応じた額

第2条第1項第624号の4の次に次の1号を加える。

(624)の5 長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 別表第26の2に掲げる区分に応じた額

第2条第1項第625号ア中「、別表第26及び別表第26の4」を「及び別表第26から別表第26の4まで」に改める。

別表第26の2を次のように改める。

別表第26の2（第2条第1項第624号の5関係）

区分		金額	
確認書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	22,000円	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	39,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	39,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円を申請住戸数で除して得た額

		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円を申請住戸数で除して得た額
確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		71,000円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円を申請住戸数で除して得た

	額
総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

別表第26の3を削る。

別表第26の4中「第2条第1項第624号の5」を「第2条第1項第624号の6」に改め、同表を別表第26の3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第26の4（第2条第1項第624号の7関係）

区分		金額	
確認書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	11,000円	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	216,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの		216,000円を申請住戸数で除して得た	

			額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円を申請住戸数で除して得た額
確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		35,500円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円を申請住戸数で除して得た

	額
総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第211号、第211号の2、第216号の6、第216号の7及び第415号の改正規定、同項第623号の14の6の次に1号を加える改正規定並びに附則第4項（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第202号及び第202号の2の改正規定並びに同項第564号の13の6の次に1号を加える改正規定に限る。）の規定 公布の日
 - (2) 第2条第1項第119号から第121号まで及び第121号の3の改正規定、同項第121号の4から第121号の9までを削る改正規定並びに次項、附則第3項及

び第4項（熊本県収入証紙条例別表第1手数料の項第116号の4から第116号の9までを削る改正規定に限る。）の規定 令和4年7月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和4年10月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第116号の4から第116号の9までを削る。

別表第1手数料の項第202号及び第202号の2を次のように改める。

202 仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）

202の2 仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第7項）

別表第1手数料の項第564号の13の6の次に次の1号を加える。

564の13の7 マンションの容積率の特例許可申請手数料

別表第1手数料の項第564号の33の次に次の1号を加える。

564の33の2 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

別表第1手数料の項第564号の34の次に次の1号を加える。

564の34の2 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

(提案理由)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 6 号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第32条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 7 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第56条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合又は次項若しくは第3項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第56条に次の1項を加える。

- 4 第1項ただし書の場合においても、課税地を管轄する広域本部長は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

第57条中「前条第1項」の次に「本文」を加える。

第62条を次のように改める。

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等）

第62条 課税地を管轄する広域本部長は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令第39条の4に規定する不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項及び第3項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令第39条の規定により、課税地を管轄する広域本部長が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定年月日

(2) 被収用不動産等に係る公共事業を行う者の名称

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

第62条の次に次の4条を加える。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第62条の2 課税地を管轄する広域本部長は、譲渡担保権者が譲渡担保財産の取得(第49条第2項本文の規定が適用されるものを除く。)をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に譲渡担保財産を移転する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第62条の3 課税地を管轄する広域本部長は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の2第3項に規定する再開発会社(以下この項において「再開発会社」という。)が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分(以下この項、次項及び第3項において「建築施設の部分」という。)を取得

した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設（以下この項、次項及び第3項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があった日の翌日までの期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。
- 3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、建築施設の部分の取得にあつては譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得する予定年月日を、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国又は地方公共団体が当該不動産を取得する予定年月日を記載して行わなければならない。
- 4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

（農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第62条の4 課税地を管轄する広域本部長は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に掲げる事業（同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により施行令第39条の5に規定する区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（同日から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された

場合において、これらの事業の完了の日として施行令第39条の6に規定する日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間（当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日までの期間）を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第62条の5 課税地を管轄する広域本部長は、土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（施行令第39条の7に規定するものに限る。以下この項及び第3項において「換地」という。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、換地を譲渡する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

第63条第4項中「（昭和44年法律第38号）」を削る。

附則第7条中「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める。

附則第7条の3の次に次の1条を加える。

(心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得に対する不動産取得税の減額等)

第7条の4 課税地を管轄する広域本部長は、心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するもの（以下この項及び次項において「施設」という。）を取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、施設の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該施設の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から3年以内の期間を限って、当該施設に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書により行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

2 改正後の熊本県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「2年」を「3年」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 新条例第4条の14及び附則第2項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに掲げる地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、適用日前に地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イの表緑川第一発電所の項中「28,500キロワット」を「29,000キロワット」に改め、同表緑川第二発電所の項中「6,100キロワット」を「6,400キロワット」に改める。

附 則

この条例中第3条第2項第1号イの表緑川第一発電所の項の改正規定は令和4年8月5日から、同表緑川第二発電所の項の改正規定は同年9月3日から施行する。

（提案理由）

電気事業における緑川第一発電所及び緑川第二発電所の発電設備の更新に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

熊本県産あさりを守り育てる条例の制定について
熊本県産あさりを守り育てる条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産あさりを守り育てる条例

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策

第1節 熊本県産あさりの保全と育成に関する施策（第11条—第15条）

第2節 熊本県産あさりの普及及び販売に関する施策（第16条・第17条）

第3章 原産地の表示に関する施策（第18条—第20条）

第4章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、熊本県産あさりを県民を挙げて守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するための基本理念を定め、並びに県、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会及び水産物流通販売事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策並びに適正な原産地の表示に関する施策の基本となる事項を定めることにより、熊本県産あさりを守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するための施策を総合的に講じることで、漁業者及び漁業協同組合が持続的にあさりの生産及び漁場の有効活用に取り組み、もって本県水産業の振興、海域の環境保全及び安全安心な熊本県産あさりの消費者への提供を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「熊本県産あさり」とは、熊本県の海域（漁業法（昭和24年法律第267号）第136条第1項の規定により農林水産大臣が定めた熊本県有明海区及び天草不知火海区の区域をいう。以下この項において同じ。）において着底した稚貝、熊本県の海域において着底して育った親貝を用いて国内において人工的に生産した稚貝その他熊本県産あさりの保全及び育成のために必要な稚貝として規則で定めるものから熊本県の海域において成長したあさりをいう。

2 この条例において「熊本県産あさりを守り育てる活動」とは、熊本県産あさりを育成するための海域の環境及び漁場の保全及び改善、熊本県産あさりの資源の保全及び回復、熊本県産あさりの適正な流通又は販売並びにその消費の拡大に資する取組の推進その他

の熊本県産あさりの振興に資する取組をいう。

3 この条例において「水産物流通販売事業者」とは、水産物の流通に関する事業を行う者又は販売の事業を行う者をいう。

4 この条例において「適正な流通又は販売」とは、熊本県産あさり（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に規定する生鮮食品に該当するものに限る。第16条から第19条までにおいて同じ。）を適正に流通させ、消費者に販売するために入出荷の記録その他の規則で定める書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を保存する措置を講じた流通又は販売をいう。

（基本理念）

第3条 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、県、市町村、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会、水産物流通販売事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて相互に連携し、及び協働することを旨として、行われなければならない。

2 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、あさが海域の環境改善の役割を果たしていることを踏まえ、あさりの資源を回復することを旨として、行われなければならない。

3 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会及び水産物流通販売事業者が、積極的に熊本県産あさりの生産及び生産されるあさりの流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が安心して熊本県産あさりを購入できるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 この条例に基づく施策の推進は、海域はつながっていること及び各海域においては、あさり以外にもはまぐり等の採貝、のりの養殖その他の多様な漁業が営まれていることを踏まえ、本県の漁業振興を総合的に推進することを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（漁業者の責務）

第5条 漁業者は、基本理念にのっとり、熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に主体

的に取り組むとともに、県が実施する熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 漁業者は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行い、又は他人に行わせてはならない。

(漁業協同組合の責務)

第6条 漁業協同組合は、基本理念にのっとり、漁業権の適切な行使及び管理を通じて熊本県産あさりを育成するための海域の環境及び漁場の保全及び改善並びにあさりの資源の保全及び回復を行うとともに、漁業者と協力して熊本県産あさりの適正な流通又は販売及びその消費の拡大に資する取組の推進に努めるものとする。

- 2 漁業協同組合は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行い、又は行わせてはならない。

(熊本県漁業協同組合連合会の責務)

第7条 熊本県漁業協同組合連合会は、基本理念にのっとり、熊本県産あさりを育成するための海域の環境の保全及び改善、あさりの資源の保全及び回復を行う漁業者及び漁業協同組合への支援を行うとともに、関係者と協力して熊本県産あさりの適正な流通又は販売及びその消費の拡大に資する取組を推進する責務を有するものとする。

(水産物流通販売事業者の責務)

第8条 水産物流通販売事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、消費者が安心して熊本県産あさりを購入できるよう、適正な流通又は販売を行うよう努めるものとする。

- 2 水産物流通販売事業者は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれがあると認められる行為を行い、又は他人に行わせてはならない。

(県民の役割)

第9条 県民は、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する取組を尊重し、熊本県産あさりを消費するなど地産地消（くまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）第2条第1号に規定する地産地消をいう。）の活動に努めるものとする。

(市町村、他の都道府県及び国との連携等)

第10条 県は、市町村が熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、市町村に対し、県が行う熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策への協力を求めることができる。
- 3 県は、県が行う熊本県産あさりを守り育てる活動に関して広域的な取組を必要とする施策について、市町村、他の都道府県及び国と連携して、その推進に努めるものとする。

第2章 熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策

第1節 熊本県産あさりの保全と育成に関する施策

(海域の環境及び漁場の保全及び改善のための施策)

第11条 県、漁業者、漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会は、熊本県産あさりを守り育てるため、海域の環境及び漁場の保全及び改善のために必要な施策を連携して講ずるものとする。

(熊本県産あさりの資源の保全及び回復のための施策)

第12条 県は、熊本県産あさりの資源の保全及び回復の推進を図るため、漁業者、漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会が行う熊本県産あさりの資源の保全及び回復の取組の支援に努めなければならない。

(あさり資源特別回復区域の指定)

第13条 知事は、規則で定めるところにより、令和4年2月1日において輸入あさりの蓄養（輸入したあさりを出荷調整用その他の目的のため、生きた状態のまま短期間一定の場所に保存することをいう。以下この項において同じ。）が行われていた共同漁業権（漁業法第60条第2項に規定する共同漁業権をいう。以下この条において同じ。）の漁場を管理する漁業協同組合が、当該漁場での輸入あさりの蓄養を行わず、熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた集中的な取組を進める共同漁業権の漁場の全部又は一部を、期間を定めて、あさり資源特別回復区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、知事が、指定を受けようとする共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合の申請に基づき行うものとする。

3 第1項の規定による指定を受けようとする共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町及び関係漁業協同組合に協議しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

5 知事は、第1項の規定により指定した区域において行われる熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた取組を支援するものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

7 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を解除することができる。

(1) 第1項の規定による指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合（以下「区域指定組合」という。）から解除の申請があったとき。

(2) 区域指定組合が、虚偽の申請により指定を受けたとき。

(3) 区域指定組合が、県産水産物全体に対する信頼を損なう不公正な取引を行ったと

き。

- (4) 区域指定組合が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 区域指定組合が、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害する行為を行ったとき。
- (6) 知事が、指定の必要がなくなったと認めるとき。

(あさり資源育成促進区域の指定)

第14条 知事は、規則で定めるところにより、熊本県産あさりを着実に出荷するため、熊本県産あさりの資源の保全及び育成を図ることが必要な漁場を、あさり資源育成促進区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町及び関係漁業協同組合の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定をした区域において熊本県産あさりの資源の保全及び育成のために行われる取組を支援するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(技術開発等)

第15条 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動の効果的な推進を図るため、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する調査研究及び技術開発、技術の普及指導、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 熊本県産あさりの普及及び販売に関する施策

(熊本県産あさり販売協力店の認証)

第16条 知事は、熊本県産あさを適正に流通させ、販売をする流通体制を確保し、熊本県産あさりの普及と販売を促進するため、原産地を証明された熊本県産あさを消費者に販売をする事業を行う者又はその設置する店舗を、熊本県産あさり販売協力店として認証することができる。

- 2 知事は、前項の規定による認証を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 3 第1項の規定による認証を受けた者又は同項の規定による認証を受けた店舗を設置する者(次条第2項において「協力店」と総称する。)は、規則で定めるところにより、知事に対し、熊本県産あさりの取扱量その他必要な事項を報告するものとする。
- 4 第1項の規定による認証の手續その他認証に関して必要な事項は、規則で定める。

(熊本県産あさりの生産情報の発信)

第17条 県は、消費者に対し、熊本県産あさりの原産地の情報を確認できる仕組みを周知するとともに、原産地に関する情報を発信するものとする。

2 協力店は、消費者に対し、熊本県産あさりの原産地に関する情報を積極的に提供するものとする。

第3章 原産地の表示に関する施策

(熊本県産あさりの販売に係る書面の備付け等)

第18条 熊本県産あさりの販売（食品表示法（平成25年法律第70号）第1条に規定する販売をいう。以下同じ。）をする水産物流通販売事業者は、販売をする熊本県産あさりに係る入出荷の記録その他の規則で定める書面を備え付けなければならない。

2 前項の書面は、規則で定めるところにより、3年間保存しなければならない。

3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、熊本県産あさりの販売をする水産物流通販売事業者に対し、第1項の書面の提出を求めることができる。

(熊本県産等表示あさりの販売等に係る書面の備付け等)

第19条 熊本県産あさり以外のあさりであって、原産地として熊本県又は熊本県内の水域名、地域名若しくは水揚げした港名を表示するあさり（食品表示基準第2条第1項第2号に規定する生鮮食品に該当するものに限る。以下「熊本県産等表示あさり」という。）の販売をする水産物流通販売事業者は、販売をする熊本県産等表示あさりに係る入出荷の記録その他の規則で定める書面を備え付けなければならない。

2 熊本県産等表示あさりの養殖（漁業法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づいて行うものをいう。以下この項において同じ。）をする事業者は、養殖に関する記録その他の当該熊本県産等表示あさりが熊本県産等表示あさりと表示することが適当であることを証明する規則で定める書面を備え付けなければならない。

3 前2項の書面は、規則で定めるところにより、3年間保存しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の書面について準用する。

(勧告及び公表)

第20条 知事は、第18条第1項若しくは第2項、前条第1項から第3項までの規定に違反している者又は第18条第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定による求めを拒んだ者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(環境保全及び食の安全安心施策との連携)

第21条 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策の実施に当たっては、環境保全及び食の安全安心施策と十分に連携を図りながら行わなければならない。

(通報)

第22条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、県への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行っている者又はそれらの疑いのある者を発見したとき。
- (2) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行っている者又はそれらの疑いのある者に関する情報を入手したとき。
- (3) 熊本県産等表示あさりに関して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為を行っている者又はその疑いのある者を発見したとき。
- (4) 熊本県産等表示あさりに関して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為を行っている者又はその疑いのある者に関する情報を入手したとき。

2 県は、前項の通報を受けた場合には、必要な調査を行い、当該通報の内容が事実であると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例中、第1章、第3章及び第4章の規定は令和4年7月1日から、その他の規定は令和4年9月1日から施行する。
- 2 第2章第2節の規定の施行の際現に熊本県産あさり販売協力店認証制度実施要項に基づき熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている者又は熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている店舗を設置する者については、第16条第1項の規定により認証を受けたものとみなす。

(提案理由)

漁業者及び漁業協同組合が持続的にあさりの生産及び漁場の有効活用に取り組み、もって本県水産業の振興、海域の環境保全及び安全安心な熊本県産あさりの消費者への提供を図るため、県が実施する施策等に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の制定について
人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 費用の分担（第6条）
- 第3章 土地区画整理審議会（第7条—第15条）
- 第4章 地積の決定の方法（第16条—第19条）
- 第5章 土地及び権利の評価（第20条—第22条）
- 第6章 清算（第23条—第29条）
- 第7章 雑則（第30条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第6条第3項の規定により県が施行する人吉市における土地区画整理事業（以下「事業」という。）について、法第53条第1項の規定に基づき、同項の施行規程を定めるものとする。

（事業の名称）

第2条 事業の名称は、人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業とする。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、人吉市上青井町字上青井町の一部、下青井町字下青井町の一部及び宝来町字下町の一部とする。

（事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する事業とする。

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所は、人吉市に置く。

第2章 費用の分担

第6条 事業に要する費用は、法第119条第1項の規定による人吉市の分担金、国の交付金等を充てるほか、県が負担する。

第3章 土地区画整理審議会

(土地区画整理審議会の設置)

第7条 法第56条第1項の規定により、人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）のそれぞれのうちから各別に選挙された委員 8人

(2) 法第58条第3項の規定により知事が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員（以下「学識経験委員」という。） 2人

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第10条 第8条第2項第1号に掲げる委員は、次項に定める候補者のうちから選挙する。

2 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者（以下「選挙人」という。）は、同条第1項の公告があった日から10日以内に、規則で定めるところにより、立候補届を知事に提出して自ら候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を知事に提出して当該他の選挙人を候補者とすることができる。

(予備委員)

第11条 審議会に、宅地所有者から選挙された委員及び借地権者から選挙された委員ごとにそれぞれ予備委員を置く。

2 予備委員の数は、第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のそれぞれのうちから各別に選挙された委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数。以下「委員定数」という。）のそれぞれ半数以内とする。ただし、委員定数が1人の場合は、1人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次なるものとし、得票数が同じであるときは、知事がくじでその順位を定める。

4 第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のうちからそれぞれ選挙された委員に欠員を生じた場合においては、前項の規定により定めた順位に従って、それぞれ順次予備委員をもって補充する。

5 前項の規定により委員を補充した場合においては、令第35条第5項の規定を準用する。

6 補充により委員となった者は、前項の規定により準用する令第35条第5項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第12条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、宅地所有者及び借地権者それぞれの委員定数で当該選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。

(委員の補欠選挙)

第13条 第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のそれぞれのうちから各別に選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の事由が委員の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(学識経験委員の補充)

第14条 知事は、学識経験委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任する。

(委任)

第15条 法、令及びこの条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

第16条 換地計画(法第86条第1項に規定する換地計画をいう。以下同じ。)において換地を定めるときの基準となる従前の宅地の各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)における登記簿の地積(以下「登記地積」という。)とする。ただし、施行日において登記簿の地積がない宅地については、知事が実測した地積とする。

(基準地積の更正)

第17条 宅地所有者は、基準地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、知事に基準地積の更正を申請することができる。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたるときは、その全部について申請しなければならない。

- (1) 隣接する宅地等の地番及び所有者の氏名を記入した見取図
 - (2) 隣接する宅地等との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、隣接する宅地等の所有者が署名及び押印をした境界表示図
 - (3) 宅地の実測図（原則として縮尺250分の1とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの）
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認しなければならない。この場合において、知事は、当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めることができる。
- 3 知事は、前項の規定により確認した地積が基準地積と相違する場合は、当該基準地積を更正しなければならない。
- 4 知事は、前3項の規定によるほか、基準地積が事実と相違すると認めるときは、宅地所有者及び当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めて、当該宅地の地積を実測して当該基準地積を更正することができる。
- 5 知事は、施行地区内の道路に囲まれた区域その他適当と認める区域において実測した地積と当該区域内の宅地の各筆の登記地積を合計した地積との間に差異がある場合は、当該差異に相当する地積を当該区域内の宅地（次に掲げる宅地を除く。）の基準地積に按分して、基準地積を更正しなければならない。
- (1) 前条ただし書の規定により知事が実測した宅地
 - (2) 前2項の規定により基準地積を定めた宅地
 - (3) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に規定する地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）の成果に基づいて登記された宅地
 - (4) 登記所において地積測量図により地積が確認できる宅地
（施行日後の分割）
- 第18条 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地の各筆の登記地積に按分して得た地積とする。
- （所有権以外の権利の目的となる宅地の地積）
- 第19条 換地計画において、換地に係る所有権以外の権利（処分の制限を含む。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地又は当該宅地の部分を定めるときの基準となる従前の宅地に存する所有権以外の権利の目的となっている従前の宅地又は当該従前の宅地の部分の地積（以下「基準権利地積」という。）は、当該従前の宅地の基準地積、施行日における当該従前の宅地の部分の登記地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計が当該宅地の基準地積に符合しないときは、基準地積に符合するように按分その他適当と認める

方法により定めた地積を基準権利地積とする。

第5章 土地及び権利の評価

(評価員の定数)

第20条 法第65条第1項の評価員（以下「評価員」という。）の定数は、3人とする。

(土地の評価)

第21条 従前の宅地及び換地の価額については、知事はその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第22条 所有権以外の権利（地役権、留置権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の存する従前の宅地及び換地の価額については、知事が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて、所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに区分して評価する。

第6章 清算

(清算金の算定)

第23条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の割合を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、当該従前の宅地についての所有権又は所有権以外の権利の価額）に乗じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、当該換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

(清算金の納期限等の通知)

第24条 知事は、清算金を徴収し、又は交付する場合において、納付又は交付の期限その他必要な事項を定め、その期限の30日前までに、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。

(清算金の相殺)

第25条 知事は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金又は減価補償金とを相殺することができる。

2 知事は、前項の規定による相殺を行うに当たり、徴収すべき清算金に係る宅地又はその宅地について存する権利について減価補償金がある場合は、当該徴収すべき清算金と当該減価補償金を相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 知事は、徴収すべき清算金（前条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下同じ。）又は交付すべき清算金の総額が1万円以上である場合は、別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率とし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6月を経過する日とする。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収額又は交付額は清算金の総額から第2回以後の徴収額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回以後の徴収額又は交付額は清算金の総額を分割回数で除して得た額から100円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た金額とする。

5 知事は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、毎回の徴収額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定め、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。

6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

7 知事は、第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、必要があると認めるときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。

8 知事は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

9 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(督促手数料及び延滞金)

第27条 知事は、法第110条第4項の規定により、清算金を滞納した者から督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 前項の督促手数料は土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条

に規定する額とし、前項の延滞金は当該清算金の額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年10.75パーセントの割合を乗じて得た額とする。

3 知事は、生活の困窮その他特別の事情がある者については、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(仮清算金への準用)

第28条 第23条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付すると知事が定めた場合に準用する。

(異動及び変更の届出)

第29条 清算が完了していない宅地について権利の異動(分割による異動を含む。)があったときは、当該異動に係る当事者の双方又は一方は、連署し、又は当該異動があったことを証する書類を添えて、遅滞なく知事にその旨を届け出なければならない。

2 清算が完了していない宅地について権利を有する者が、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更した場合には、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

第7章 雑則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第30条 令第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧開始の日の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、所有権以外の権利についての法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の規定による異議の申出がなかった旨又はすべての異議について決定した旨の公告の日までの間は、借地権についての法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

(換地処分の時期の特例)

第31条 知事は、必要があると認めるときは、法第103条第2項ただし書の規定により、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、法第55条第9項の規定による人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。

別表（第26条関係）

徴収し、又は交付すべき清算金の額	分割徴収し、又は分割交付する期限	分割の回数
1万円以上4万円未満	6月以内	2回
4万円以上7万円未満	1年以内	3回
7万円以上10万円未満	1年6月以内	4回
10万円以上13万円未満	2年以内	5回
13万円以上16万円未満	2年6月以内	6回
16万円以上20万円未満	3年以内	7回
20万円以上24万円未満	3年6月以内	8回
24万円以上28万円未満	4年以内	9回
28万円以上32万円未満	4年6月以内	10回
32万円以上	5年以内	11回

（提案理由）

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業の施行規程として、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例の制定について
熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する条例
熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例（平成23年熊本県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金を活用した事業の終了に伴い、熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 13 号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第28条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 14 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 43 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第41条において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第41条第1項中「ガス供給業」の次に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「のもの」の次に「（第39条第1

項第1号アに掲げる法人を除く。)」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第43条第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

第52条第5項中「第73条の14第11項から第13項まで」を「第73条の14第12項から第14項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第56条第3項中「第73条の14第5項から第14項まで」を「第73条の14第6項から第15項まで」に改める。

第59条第6項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

第63条第2項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

附則第6条の3中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第6条の7及び第7条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例(令和2年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、第38条の改正規定中「同条第63項」を「同条第65項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第 15 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 44 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 16 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 42 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年3月28日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和2年7月8日 一般県道北外輪山大津線 菊池郡大津町大字古城地 内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	336,600円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 17 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 1 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年4月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和3年12月25日 一般国道266号 上天草市松島町阿村地内 蓋不全	有限会社クアールト (車両所有者)	762,036円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年5月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和3年11月12日 宇城市松橋町豊福地内	豊世運輸株式会 社 (所有者) アスファルト舗 装	199,100円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 4 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和4年4月27日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
令和4年1月29日 阿蘇郡高森町高森地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年5月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和3年10月1日 八代市井上町地内	個 人 (車両所有者) (車両同乗者) 軽貨物車	606,628円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個 人 (車両運転者)	402,727円	
	個 人 (所有者) ビニールハウス	90,056円	
	八代市 (道路管理者) 路面	1,011,120円	

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 3 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年4月28日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年1月31日 阿蘇市一の宮町宮地 地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	22,800円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 5 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年5月6日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和3年8月30日 荒尾市増永地内	個人 (車両所有者) 普通自動車	570,800円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
		個人 (車両運転者)	1,034,886円	
		個人 (車両同乗者)	35,908円	
2	令和3年12月8日 玉名市天水町部田見地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 軽乗用車	548,010円	
		個人 (車両同乗者)	103,237円	

報告第 16 号

歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年熊本県条例第47号）第15条の規定により、令和4年度の熊本県における歯科保健対策の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

歯科保健対策の推進

県民の健康の保持増進に寄与するため、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
1	歯科保健推進事業 （1） 歯の健康づくり（8020） 推進事業 （2） ヘル歯一元気8020支援事業 （3） 地域歯科保健推進事業 （4） むし歯予防対策事業 （5） 歯の健康づくり普及啓発事業 （6） 歯科疾患実態調査 （7） 熊本県口腔保健支援センター 運営事業	43,450	健康づくり推進課
2	医科歯科病診連携発展事業（がん診療）	1,521	健康づくり推進課
3	障がい児（者）口腔ケア事業	434	障がい者支援課
4	歯科医療確保対策事業	385	医療政策課
5	回復期医科歯科病診連携推進事業	2,626	医療政策課
6	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業	17,400	医療政策課

7	在宅歯科医療連携室機能強化事業	7,274	認知症対策・地域ケア推進課
8	在宅歯科診療器材整備事業	5,969	認知症対策・地域ケア推進課
9	歯科医師向け認知症対応力向上研修事業	663	認知症対策・地域ケア推進課
10	歯科衛生士による高齢者の自立支援事業	745	認知症対策・地域ケア推進課
11	少子化対策総合交付金事業（早産予防対策事業）	48,258	子ども未来課
12	健康教育推進事業（歯・口の健康づくり推進事業）	1,060	教育庁体育保健課
13	歯・口の健康づくり研究推進校の指定	— (ゼロ予算)	教育庁体育保健課

報告第 17 号

地産地消の推進に関する施策の報告について

くまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）第10条第2項の規定により、令和4年度の熊本県における地産地消の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

1 県民の県内農林水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成

郷土料理の伝承、「食育」及び「木育」に係る活動、各種広報を活用した県内農林水産物等に係る情報提供等を行い、県内農林水産物等に対する理解を深め、郷土愛を育む。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
1	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「くまもと地産地消PR強化事業」	5,100	流通アグリビジネス課
2	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消サイト運営」	252	流通アグリビジネス課
3	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消交流会・フォーラム」	674	流通アグリビジネス課
4	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「SNS等を活用した情報発信」	4,152	流通アグリビジネス課
5	卸売市場整備活性化事業のうち「拠点卸売市場活力アップ事業」	1,000	流通アグリビジネス課
6	農林水産業・地域の振興推進事業のうち「くまもと農業フェア負担金」	1,600	農林水産政策課
7	くまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業のうち「食育・米消費拡大対策」	1,633	農産園芸課
8	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「食文化継承事業」	1,424	むらづくり課
9	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「くまもとふるさと食の名人派遣事業」	1,244	むらづくり課
10	特用林産物流通促進事業	3,834	林業振興課

11	くまもと県産材需要拡大総合推進事業のうち「県産材需要拡大消費者対策事業」	729	林業振興課
12	くまもとの木と親しむ環境推進事業	24,000	林業振興課
13	稼げる水産業づくり推進事業のうち「魚食普及推進の取組」	2,364	水産振興課
14	ふるさとくまもと応援寄附金推進費のうち「感謝の品贈呈」	30,240 の一部	税務課
15	「くまもと手仕事ごよみ」推進事業	2,178	文化企画・世界遺産推進課
16	天草エアライン利用者に対する県産品の提供及びパンフレットの配布	— (ゼロ予算)	交通政策課
17	子どもの食育推進事業のうち「地域における食育相談事業」	967	子ども未来課
18	健康食生活・食育推進事業における地産地消推進の取組	4,487	健康づくり推進課
19	「大型店の立地に関するガイドライン」による大型店への協力要請	— (ゼロ予算)	商工振興金融課
20	プロスポーツによる地域活性化事業のうち「ロアッソ熊本支援県民運動推進事業」	3,000 の一部	観光企画課
21	「くまもつとグルメ」デジタルプロモーション	56,680 の一部	観光企画課
22	熊本の「食」を活用した誘客の促進	9,800 の一部	観光振興課
23	交通事業者、旅行会社等と連携した誘客促進	22,615 の一部	観光振興課
24	庁舎ロビーへの県産品展示	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課
25	熊本を支える産業人材育成事業	5,313 の一部	教育庁高校教育課
26	食育推進事業	236 の一部	教育庁体育保健課

2 県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大

県内の物産館、直売所及び量販店等における県内農林水産物等の販売促進活動を支援し、県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
27	販促資材等の配布による地産地消協力店支援	567	流通アグリビジネス課
28	くまもと県産農産物ネットワーク構築事業	3,578	流通アグリビジネス課
29	球磨川流域地産地消支援事業	576	流通アグリビジネス課
30	県産麦パートナー強化推進事業	3,789	農産園芸課
31	くまもと茶ビジネス確立支援事業	5,150	農産園芸課
32	いぐさ産地総合支援事業	10,251	農産園芸課
33	「毎日くだもの200グラム運動」の啓発活動支援	885	農産園芸課
34	一般社団法人熊本県野菜振興協会が実施する産地育成事業	2,415	農産園芸課
35	くまもとの花消費拡大推進活動への支援（花き協会補助事業）	1,604	農産園芸課
36	くまもと畜産物流通戦略対策事業のうち「熊本県産地鶏生産流通対策事業」	1,857	畜産課
37	くまもと畜産物流通戦略対策事業のうち「食肉流通体制強化推進事業」	6,742 の一部	畜産課
38	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業のうち「くまもとジビエ普及拡大支援事業」	16,273 の一部	むらづくり課
39	くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業	59,469 の一部	林業振興課

40	稼げる水産業づくり推進事業のうち「くまもとの魚販売力強化事業」	2,280	水産振興課
41	職員住宅畳替えに伴う県産いぐさの利用	6,231 の一部	総務厚生課
42	水前寺二丁目宿舍畳表替えに伴う県産いぐさの利用	1,092 の一部	財産経営課
43	熊本県及び五木村「ふるさと五木村づくり計画」のうち「物産振興」及び「林業振興」	— (ゼロ予算)	球磨川流域復興局
44	社会福祉施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に基づく地産地消の推進	— (ゼロ予算)	健康福祉政策課
45	県産品販路開拓事業のうち「くまもと物産フェア事業」	900	販路拡大ビジネス課
46	くまもとの乾杯！県産酒推進事業	7,539	販路拡大ビジネス課
47	球磨焼酎リブランディング事業	42,000 の一部	販路拡大ビジネス課
48	公営住宅維持補修事業のうち「県営住宅畳替え工事」	638,754 の一部	住宅課
49	公営住宅ストック総合改善事業のうち「住戸改善工事」	341,094 の一部	住宅課
50	患者給食材料の購入	91,591 の一部	病院局総務経営課
51	警察施設維持管理事業	6,700 の一部	警察本部会計課

3 経済循環及び地域活性化

農林水産業と商工業、観光産業、学校等多様な産業又は組織との連携等により、県内農林水産物等を活用した加工商品の開発やイベントの開催等を行い、地域経済の活性化を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額(千円)	担当課
52	6次産業化総合支援強化事業	55,185 の一部	流通アグリビジネス課
53	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消協力店の指定」	950	流通アグリビジネス課
54	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「SDGsの推進」	3,522	流通アグリビジネス課
55	熊本県木材利用促進本部会議	— (ゼロ予算)	林業振興課
56	くまもとの木の家づくり推進事業	3,385	林業振興課
57	資産の有効活用(県有施設における自動販売機設置事業者の選定)	— (ゼロ予算)	財産経営課
58	地域づくり夢チャレンジ推進事業のうち「交流の促進の取組」	140,600 の一部	地域振興課
59	地域づくり夢チャレンジ推進事業のうち「起業の誘発の取組」	140,600 の一部	地域振興課
60	水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業	51,255 の一部	地域振興課
61	熊本県及び五木村「ふるさと五木村づくり計画」のうち「物産振興」及び「林業振興」(再掲)	— (ゼロ予算)	球磨川流域復興局
62	くまもとオープンイノベーション推進事業のうち「アドバイザー配置事業」	3,484 の一部	産業支援課
63	加工技術向上事業及び農商工連携推進事業	410	産業技術センター
64	農産加工研究開発事業(特別支援事業)	2,220	産業技術センター
65	熊本県食料産業クラスター協議会	— (ゼロ予算)	産業技術センター
66	農商工連携推進事業	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課

67	マーケット拡大支援事業のうち「新商品開発等支援事業」	2,500	販路拡大ビジネス課
68	物産振興事業	2,967	販路拡大ビジネス課

4 農林水産業が果たす多面的機能の再認識

農林水産業及び食に関する体験イベント等を通じて、都市住民と農山漁村住民、生産者と消費者の交流活動を促進し、農林水産業が果たしている多面的機能（国土や自然環境の保全、水源の^{かん}涵養、癒しの場等）への再認識を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
69	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「くまもと食・農ネットワーク活動への支援」	366	流通アグリビジネス課
70	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「県民参加型イベントの実施」	399	流通アグリビジネス課
71	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「県民理解の促進・消費拡大推進事業」	13,875 の一部	農業技術課
72	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「くまもとグリーン農業推進事業」	14,413	農業技術課
73	都市農村交流対策事業	5,000	むらづくり課
74	未来につなぐふるさと応援事業のうち「農〇連携事業」	10,000 の一部	むらづくり課
75	未来につなぐふるさと応援事業のうち「棚田PR事業」	4,000	むらづくり課
76	地域の縁がわづくり推進・支援事業	3,110 の一部	健康福祉政策課
77	地域福祉総合支援事業	20,598 の一部	健康福祉政策課

5 条例の周知、意識啓発等、条例の直接的な推進に係る取組

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額(千円)	担当課
78	くまもと地産地消推進庁内連絡会議	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
79	様々な広報媒体を活用した県民への条例周知	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
80	イベント等での条例の周知及び情報発信	－ (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課

報告第 18 号

家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第11条の規定により、令和4年度の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

1 親としての学びを支援する学習機会の提供

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
1	くまもと子育て応援プロジェクトの実施	1,556	子ども未来課
2	消費生活出前講座	146	消費生活課
3	情報安全出前講座	140	教育政策課
4	くまもと「親の学び」プログラムの推進 （保護者対象）	2,191 の一部	社会教育課
5	くまもと県民カレッジ「子育て」関連コ ース講座	9,700 の一部	社会教育課
6	肥後っ子をまもる保護者教室	— （ゼロ予算）	生活安全企画課

2 親になるための学びの推進

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
7	私立中学・高校における保育体験の推進	13,386 の一部	私学振興課

8	認知症サポーターアクティブチーム支援事業	8,357 の一部	認知症対策・地域ケア推進課
9	私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れの推進	389,813 の一部	子ども未来課
10	思春期からの性と生を育む事業	1,265	子ども未来課
11	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	1,225 の一部	くらしの安全推進課
12	くまもと「親の学び」プログラムの推進（中高生対象）	2,191 の一部	社会教育課

3 人材養成

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うことで、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
13	現任保育士等研修事業	47,117	子ども未来課
14	消費生活出前講座（再掲）	146	消費生活課
15	食品ロス削減推進事業	9,331 の一部	消費生活課
16	情報安全出前講座（再掲）	140	教育政策課
17	県立高等学校の家庭科主任を対象とした講習	－ (ゼロ予算)	高校教育課
18	県立高等学校の地歴・公民科主任を対象とした講習	－ (ゼロ予算)	高校教育課
19	県立高等学校の進路指導主事等を対象とした講習	－ (ゼロ予算)	高校教育課
20	健康教育担当者研修会	397	体育保健課

21	幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	6,615	義務教育課
22	幼稚園教員・保育士等を対象とした研修	3,141 の一部	義務教育課
23	くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会	2,191 の一部	社会教育課
24	くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座	2,191 の一部	社会教育課
25	県統括コーディネーター配置事業（地域と学校の連携・協働に関するアドバイザー配置）	1,254	社会教育課
26	人材育成・活動推進事業	826	社会教育課
27	社会教育団体等指導者研修	109	社会教育課

4 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の促進

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
28	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業	57,428	社会福祉課
29	私立幼稚園における預かり保育を通じた子育て支援	21,769	子ども未来課
30	リトルエンジェル支援	1,268 の一部	子ども未来課
31	発達障がい児早期発見・早期支援事業	689	子ども未来課
32	ひとり親家庭等学習支援・交流事業	18,109	子ども家庭福祉課
33	ほほえみスクールライフ支援事業	112,174	特別支援教育課

34	人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助	14,769	特別支援教育課
35	学校等警察連絡協議会事業	— (ゼロ予算)	学校安全・安心推進課 生活安全企画課
36	地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業（学校における働き方改革を踏まえた地域学校協働活動推進員配置）	76,405 の一部	社会教育課
37	地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業（家庭教育支援員配置）	76,405 の一部	社会教育課
38	地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業（地域における学習支援、体験活動）	76,405 の一部	社会教育課
39	新型コロナウイルス感染症対策補助事業	2,760	社会教育課
40	「熊本の心」活用推進事業	180	社会教育課
41	スクールサポーター活用事業	27,273	生活安全企画課

5 相談体制の整備及び充実

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
42	熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業	14,240	私学振興課
43	私立幼稚園における子育て支援活動の推進	578	子ども未来課
44	ひとり親家庭等支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」	10,032	子ども家庭福祉課
45	子ども・若者総合相談センター事業	20,611	子ども家庭福祉課

46	児童家庭支援センター事業	90,656	子ども家庭福祉課
47	ヤングケアラー支援体制強化事業	9,401	子ども家庭福祉課
48	男女共同参画相談室らいふ	5,700	男女参画・協働推進課
49	スクールカウンセラー活用事業	170,005	学校安全・安心推進課
50	スクールソーシャルワーカー活用事業	124,659	学校安全・安心推進課
51	学校支援アドバイザー配置事業（市町村立学校）	3,895	学校安全・安心推進課
52	家庭教育電話相談事業	2,522	社会教育課
53	少年相談「肥後っ子テレホン」事業	39,000 の一部	生活安全企画課

6 広報及び啓発

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和4年度当初 予算額（千円）	担当課
54	認知症施策広報啓発事業	2,532	認知症対策・地域ケア推進課
55	子育て情報提供、県民意識啓発事業、くまもと子育て応援プロジェクトの実施（再掲）	3,915	子ども未来課
56	家庭から暴力をなくすキャンペーン	1,085	子ども家庭福祉課 障がい者支援課 男女参画・協働推進課 認知症対策・地域ケア推進課

57	子ども・若者育成支援推進事業	205	子ども家庭福祉課
58	熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会	54,412 の一部	障がい者支援課
59	熊本県青少年育成県民運動推進事業費交付金のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施	632 の一部	くらしの安全推進課
60	「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」の実施	1,203 の一部	義務教育課
61	「熊本県就学前教育に係る実態調査」の実施及び結果の活用	268 の一部	義務教育課
62	「くまもと家庭教育支援チーム」の推進	357 の一部	社会教育課
63	「くまもと家庭教育10か条」等の啓発	357 の一部	社会教育課
64	家庭における情報モラル事業	357 の一部	社会教育課
65	家庭教育支援功労者及び家庭教育支援優良団体表彰	182	社会教育課
66	家庭教育推進啓発事業	566 の一部	社会教育課
67	「親の学び」推進園事業	566 の一部	社会教育課
68	熊本県子ども人権フェスティバル事業	2,331	人権同和教育課
69	社会教育人権啓発事業	350	人権同和教育課
70	図書館サービスの充実	— (ゼロ予算)	県立図書館
71	「肥後っ子のシグナル」の配布	1,946 の一部	生活安全企画課

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

専第6号で和解及び損害賠償額を決定した、次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に、次のとおり損害賠償の額を加えて決定し、和解することとする。

令和4年6月1日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和3年10月1日 八代市井上町地内	個 人 (車両所有者) (車両同乗者) 軽貨物車	57,322円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個 人 (車両運転者)	100,682円	

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和4年度